

大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針

令和6年(2024年) 9月

大阪狭山市教育委員会

目 次

第1章 はじめに	1
(1) 策定の背景・目的について	1
(2) 方針の位置づけについて	1
(3) 対象期間について	2
(4) 人口推計について	2
(5) 推進体制について	3
(6) 適正配置の進め方について	3
(7) 対象施設について	4
(8) 学校園の配置状況について	5
第2章 本市がめざす教育・施設について	6
(1) 学校園教育の方向性について	6
(2) 施設整備方針について	8
第3章 幼稚園・こども園の適正規模・適正配置について	9
(1) 現状と今後の見通しについて	9
(2) 適正規模・適正配置の推進について	11
第4章 小学校・中学校の適正規模・適正配置について	20
(1) 現状と今後の見通しについて	20
(2) 適正規模・適正配置の推進について	21
(3) 短期に取り組む学校の対策について	25
第5章 取組みの推進について	27
(1) 子どもたちにとってより良い教育・保育環境の実現について	28
(2) 関係部署との連携について	28
(3) 実施方針の見直しについて	28

第Ⅰ章 はじめに

(1) 策定の背景・目的について

本市の学校園（市立幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校のこと。以下、同じ。）を取り巻く状況をみると、幼稚園・こども園の園児数は、少子化や保育ニーズの高まりなどにより減少傾向にあり、特に幼稚園では定員を大きく下回る状態が続いている。

また、小中学校の児童生徒数は、少子化により減少が進んでいる地域と、宅地開発により増加が進んでいる地域があり、学校規模の小規模化と大規模化が同時進行している状況です。

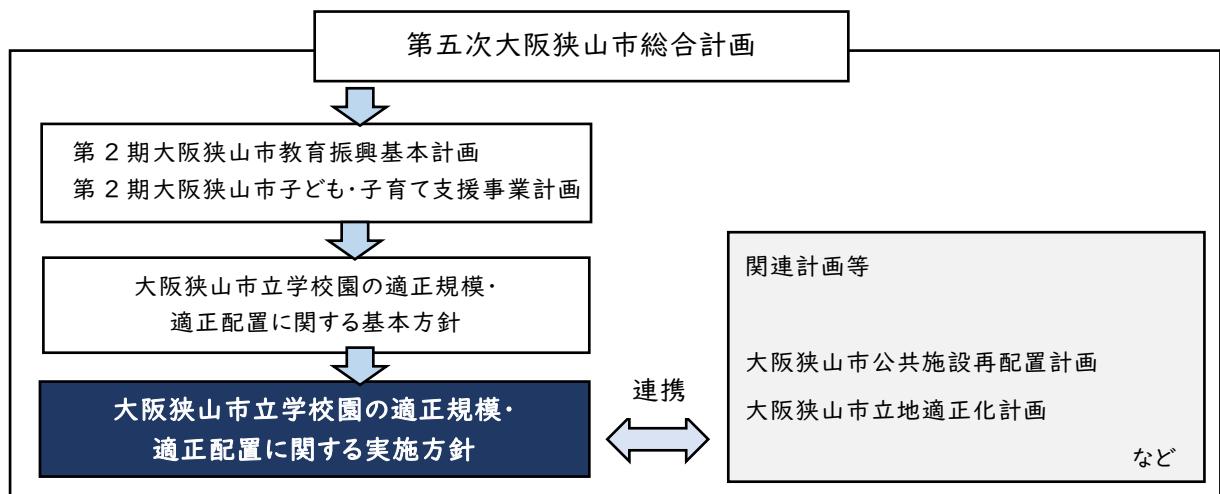
大阪狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、本市の未来を支える子どもたちにとって望ましい教育・保育環境の実現を図ることを目的として、学校園を対象とした「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を令和5年（2023年）2月に策定しました。

基本方針では、本市における園児、児童、生徒にとって望ましい教育・保育環境を実現していくため、学校園における適正規模を定め、規模の適正化や学校園が抱える課題及びその解消を図るために適正配置に向けた基本的な考え方や対策等について示しています。

教育委員会では、基本方針を踏まえ、今後、それぞれの学校園の課題解消に取り組む優先順位や具体的な対策の内容、実施時期などを示す「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針」（以下「本方針」という。）を策定するものです。

(2) 方針の位置づけについて

本方針は、本市の最上位計画である「第五次大阪狭山市総合計画」、教育振興施策に関する基本的な計画である「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」、子ども・子育て支援新制度がめざす取組みをまとめた「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき策定した基本方針を踏まえ、市の教育・保育行政の方針に即したものとするほか、他の関連計画との整合を図るものとします。



(3) 対象期間について

本方針では、公共施設全体の再配置を推進するための基本的な考え方を示した「大阪狭山市公共施設再配置方針」の計画期間との整合を図るために、令和14年度（2032年度）までを対象とする「短期」と、令和15年度（2033年度）から令和37年度（2055年度）までを対象とする「中長期」に分けて取組みの方向性を整理します。

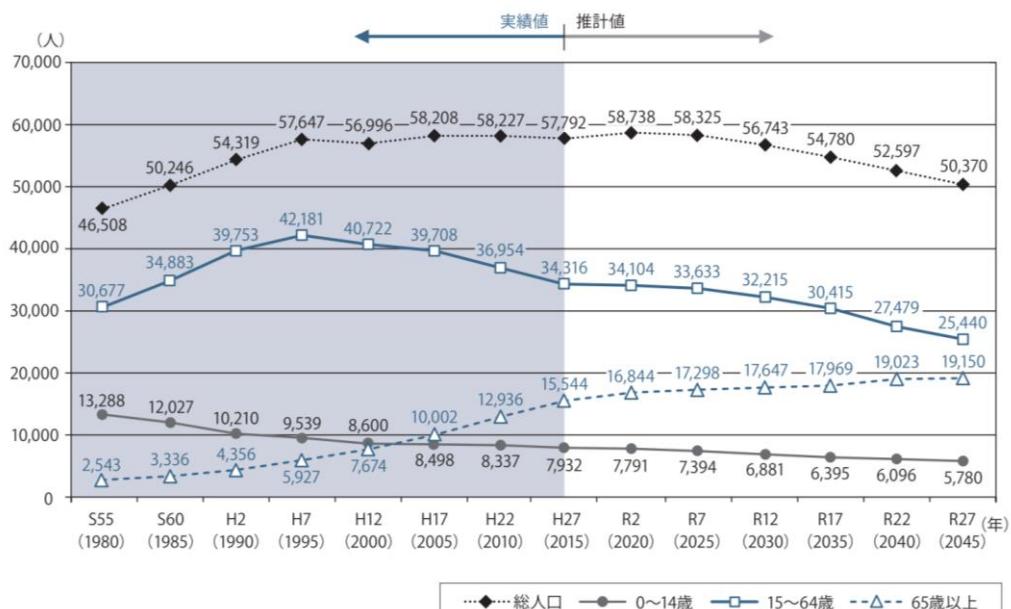
そのうえで「短期」の取組みについては具体的な対策や想定スケジュールについて、「中長期」の取組みについては現時点の方向性について示すこととします。

ただし、今後の上位関連計画や、園児・児童・生徒数の推移等社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

期 間	令和14年度まで (2032年度まで)	令和15年度～令和37年度 (2033年度～2055年度)
学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針	短期	中長期
(参考) 公共施設再配置方針	短期	中長期

(4) 人口推計について

本市の人口は市独自の推計では、年齢階層別人口の割合をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少傾向が続くことが見込まれます。将来の園児・児童・生徒数及び学級数にも影響することから、学校園の再編等の取組みに際しては、今後の推移を踏まえて検討を進めていきます。



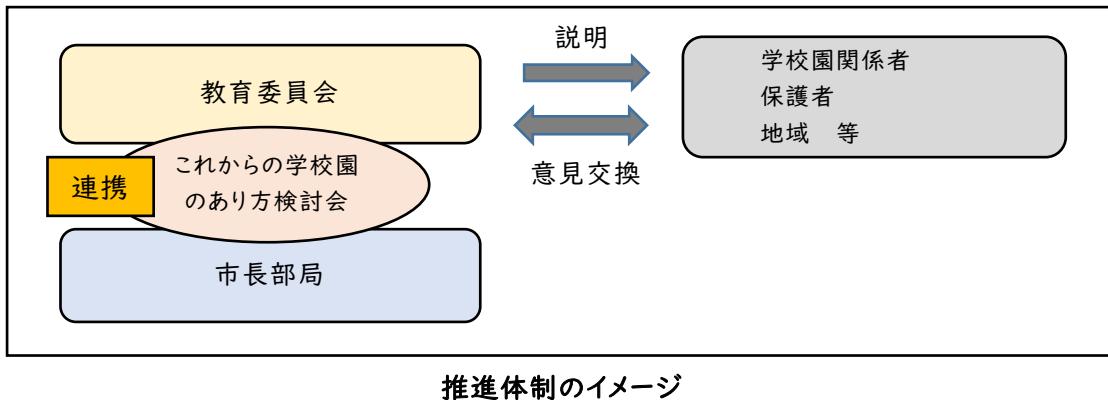
※資料：第五次大阪狭山市総合計画

※平成27年(2015年)までは国勢調査、令和2年(2020年)以降は、社人研準拠(住基補正)により、市独自に集計した結果

※なお、令和3年(2021年)11月に公表された令和2年(2020年)国勢調査結果(確報)によれば、本市の人口は58,435人で、過去最多となったものの、平成27年国勢調査に基づく推計よりも約300人少なく推移している。

(5) 推進体制について

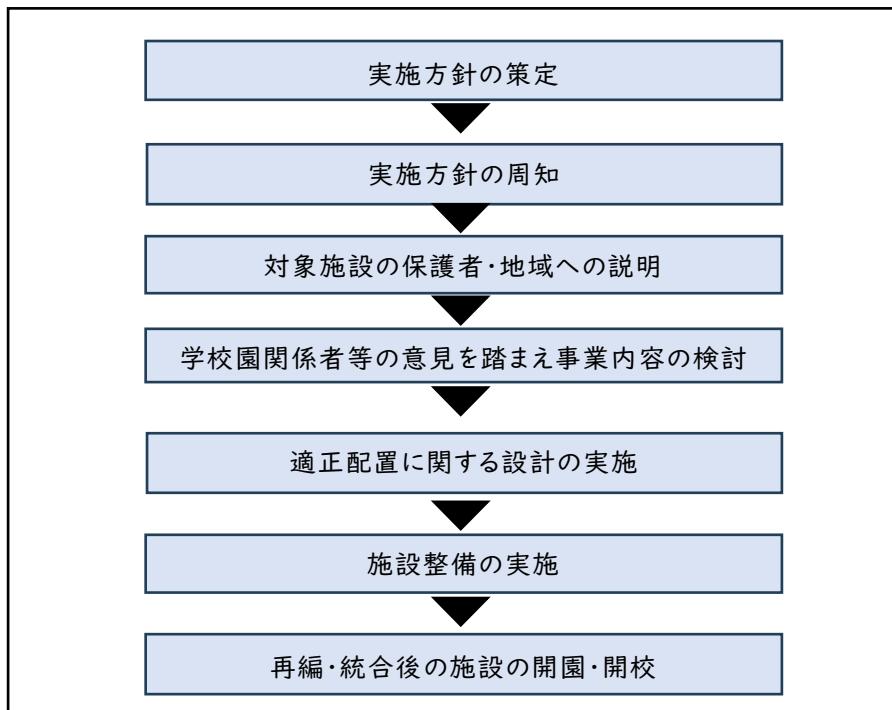
本方針に基づく事業の推進にあたっては、教育委員会が主体となって、部局間の連携を図りながら進めています。



(6) 適正配置の進め方について

適正配置の取組みを進めるにあたっては、本方針の内容について学校園関係者や保護者等に周知したうえで進めることとし、必要に応じて説明会を開催するほか、新たな施設整備が伴う場合は、学校園関係者や保護者等の意見を踏まえて実施することとします。

基本的な適正配置の進め方のイメージは下の図のとおりです。



(7) 対象施設について

本方針の対象施設は、幼稚園3園、認定こども園1園、小学校7校、中学校3校とします。

	対象施設名	建物名	建築年	構造・階数	延床面積(m ²)
幼稚園	東幼稚園	保育棟	S50(1975)	RC2	243.00
		管理及び保育棟	S50(1975)	RC2	1,082.00
	半田幼稚園	遊戯室	S53(1978)	RC1	421.00
		保育室1	S53(1978)	RC1	244.00
	東野幼稚園	保育室2	S57(1982)	RC1	56.00
認定こども園	こども園	園舎	S57(1982)	RC2	849.36
		管理及び保育棟 (旧第2保育所)	S50(1975)	RC1	622.22
		保育室 (旧南第三幼稚園)	S50(1975)	RC2	305.00
		遊戯室 (旧南第三幼稚園)	S53(1978)	RC2	187.00
		管理室 (旧南第三幼稚園)	S53(1978)	RC1	489.00
小学校	東小学校	校舎1	S44(1969)	RC3	3,739.00
		校舎2	S49(1974)	RC3	1,569.00
		校舎3	S56(1981)	RC3	384.00
		体育館	H7(1995)	RC2	883.00
	西小学校	校舎1	S45(1970)	RC3	3,147.00
		校舎2	S57(1982)	RC3	653.00
		校舎3	S62(1987)	RC3	385.00
		体育館	S47(1972)	RC2	604.00
	南第一小学校	校舎1	S45(1970)	RC3	937.00
		校舎2	S45(1970)	RC2	997.00
		校舎3	S45(1970)	RC3	2,394.00
		校舎4	S48(1973)	RC3	976.00
		体育館	S45(1970)	RC2	657.00
	南第二小学校	校舎1	S49(1974)	RC3	1,747.00
		校舎2	S49(1974)	RC2	1,230.00
		校舎3	S49(1974)	RC3	2,440.00
		体育館	S49(1974)	RC2	784.00
	南第三小学校	校舎1	S53(1978)	RC4	4,720.00
		体育館	S53(1978)	RC2	813.00
	北小学校	校舎1	S52(1977)	RC3	4,138.00
		体育館	S52(1977)	RC1	713.00
中学校	第七小学校	校舎1	H2(1990)	RC3	1,766.00
		校舎2	H2(1990)	RC3	2,711.00
		体育館	H2(1990)	RC2	804.00
	南中学校	校舎1	S36(1961)	RC2	4,130.00
		校舎2	S55(1980)	S2	768.00
		体育館	S51(1976)	RC2	1,172.00
		校舎1	S47(1972)	RC3	2,700.00
	第三中学校	校舎2	S51(1976)	RC3	1,366.00
		校舎3	S47(1972)	RC2	1,875.00
		校舎4	S47(1972)	RC3	803.00
		体育館	S47(1972)	RC2	1,005.00

※延床面積は、公立学校施設台帳の数値（倉庫や機械室等の小規模な建物を除く。）

(8) 学校園の配置状況について



第2章 本市がめざす教育・施設について

(1) 学校園教育の方向性について

本市では、平成27年(2015年)3月に「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定し、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念に、これまで様々な教育施策に取り組んできました。

その基本理念は、現在の第2期計画(令和2年(2020年)2月策定)にも継承されており、少子高齢化やグローバル化が進む社会環境へ対応できる人づくりや、地域社会での人間関係の希薄化に対応する環境づくりをすすめるうえで、今後の必要な教育の方向性を示しています。

基本理念	学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり
------	-----------------------

「学びあい」は、生涯にわたり、家庭や地域社会、学校や職場といったそれぞれの場でかかわりあい、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあいながら幅広い知識や考え方を学びあう主体的な活動を示しています。

「つながりあい」は、主体的に人とのネットワークを幅広く育み、つながりの力を大切にする本市の教育のあり方を示しています。

そして、「未来に輝く人づくり」は、つながりを深めることによって、人・地域が輝き、人づくりがまちづくりの礎であるとの大阪狭山市のまちづくりの姿勢と教育がめざす方向性を示しています。

この基本理念に基づき、市民がつどい、学びあい、助けあうことによって、一人ひとりが楽しく、豊かで健康な生活を送ることをめざしています。

そのためには、市民の主体性を生み出す力を育み、お互いがつながることによって、さまざまな課題を乗り越えてまちづくりに取り組んでいくための機運の醸成が必要であり、その根幹をなすのが学校園での教育であると考えます。

以上を踏まえた本市の学校園教育がめざす方向性は次のとおりです。

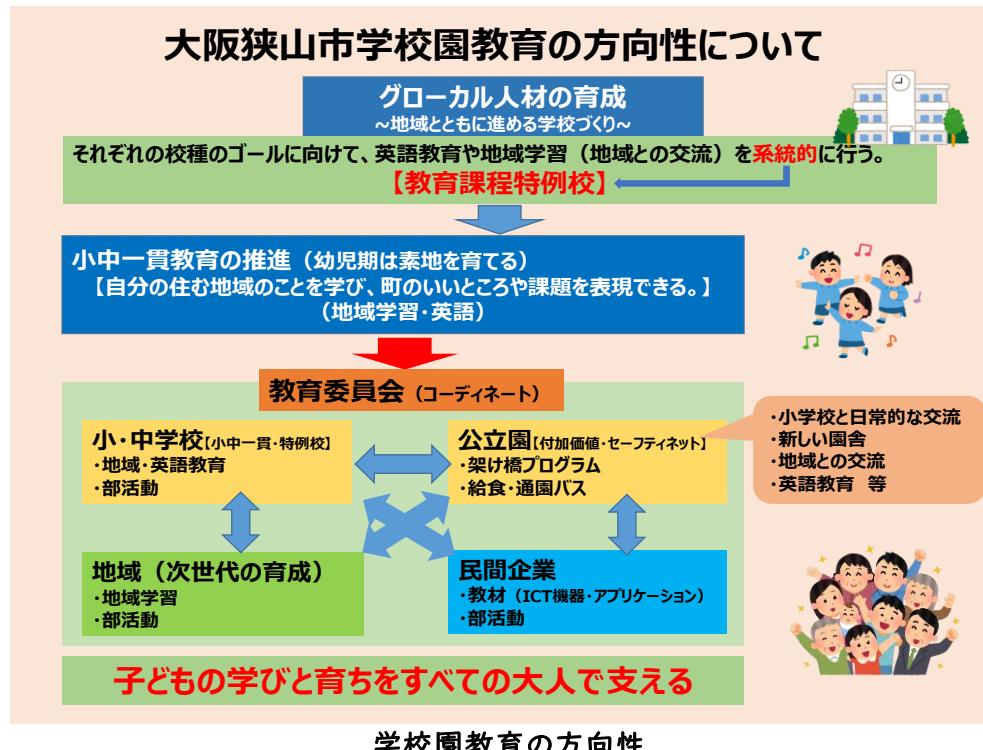
グローカル人材の育成 ～地域とともに進める学校園づくり～

現代社会がグローバル化・多様化する中、子どもたちが「グローカルな力（グローバルな視点・経験・能力を持って、地域社会や地域経済の活性化、持続的発展に貢献する力）」を養うことが求められています。

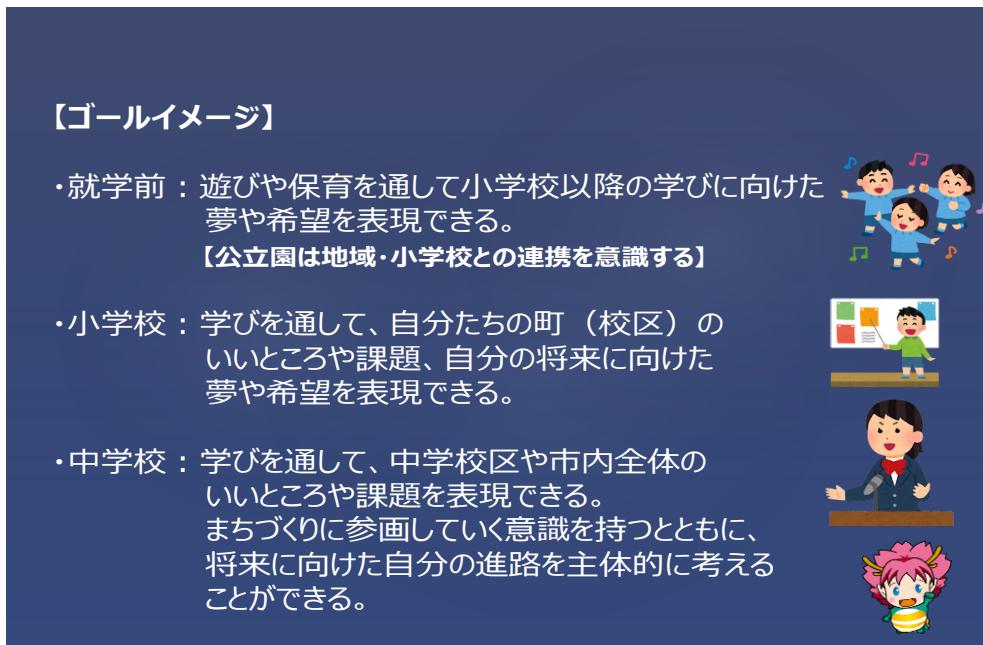
教育委員会では、グローバルな視点を持ちながら、自分たちの地域の良さや課題を理解し、地域や社会で活躍できる人材“グローカル人材”を育んでいきます。

その実践にあたっては、学校園が校種を超えた連携を深め、学びの連続性と一貫性を踏まえた取組みを進めていく必要があります。

また、基本理念である「つながりあい」を大切にし、コミュニティ・スクールなどを通して地域とのつながりをより強固なものにし、学校園と地域が一体となって本市の教育を推進していく「地域とともに進める学校園づくり」を進めていきます。



学校園教育の方向性



育ってほしい姿のゴールイメージ

(2) 施設整備方針について

本市がめざす学校園教育の方向性や、小・中学校施設整備指針（文部科学省）を踏まえ、これから施設整備方針については、以下のとおりとします。

① 安全で豊かな施設

これから時代を担う園児・児童・生徒が一日の大半を過ごす学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、快適で良好な環境を確保するとともに、多様性にも配慮し、十分な防災・防犯機能を確保するなど、安全性を備えた安心感のある施設環境を形成します。

園児・児童・生徒がゆとりをもって学校園生活を送ることができ、他者とのかかわりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所をめざします。

また、今後の教育・保育内容等の変化にも柔軟に対応し、多様な学習内容・学習形態やICT（情報通信技術）の活用等が可能となる、高機能かつ多機能な学習環境を確保します。



② 地域の活動拠点としての施設

本市がめざす学校園教育の方向性において、地域の住民との連携は重要な要素であり、学校園は地域の住民にとって最も身近な公共施設でもあることから、地域の活動拠点として活用できるよう検討を進めるほか、施設や設備のユニバーサルデザイン化に取り組みます。

また、災害時等においては避難場所としての役割を果たすとともに、景観やまちなみの形成にも貢献することのできる施設として整備します。



第3章 幼稚園・こども園の適正規模・適正配置について

(1) 現状と今後の見通しについて

①幼稚園について

本市の市立幼稚園の園児数は、平成16年度（2004年度）の548人（全24学級）をピークに減少傾向が続き、令和5年度（2023年度）時点では169人（全10学級）となっています。

また、本市の人口は、第1章（4）で示したとおり、年少人口（0～14歳）は減少傾向が続くと見込まれるほか、共働き世帯の増加などによる保育ニーズの高まりもあり、園児数については今後も減少していくものと見込まれます。

また基本方針において、1学年あたりの望ましい学級数を「2～3学級」と示しているなか、令和6年度（2024年度）以降はすべての幼稚園の全学年で1学級の状態が続き、複数学級での運営が難しい状況です。

園児数が少ないことは一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導が可能となる一方、同じ年齢集団でのダイナミックな活動や、様々な個性を持った子どもが互いに刺激しあい、遊びを通して学びあう機会が少なくなるなど、望ましい幼児教育の実践が難しくなることから、早急に対応すべき課題となっています。

今後の幼稚園の園児数及び学級数の見通し

		定員		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
東幼稚園	3歳児	70	園児数	25	16	17	15	15	15	15
			学級数	2	1	1	1	1	1	1
	4歳児	70	園児数	26	26	16	17	15	15	15
			学級数	1	1	1	1	1	1	1
	5歳児	70	園児数	27	26	26	16	17	15	15
			学級数	1	1	1	1	1	1	1
	合計	210	園児数	78	68	59	48	47	45	45
			学級数	4	3	3	3	3	3	3
半田幼稚園	3歳児	35	園児数	15	12	13	12	12	11	12
			学級数	1	1	1	1	1	1	1
	4歳児	35	園児数	16	13	12	13	12	12	11
			学級数	1	1	1	1	1	1	1
	5歳児	35	園児数	20	17	13	12	13	12	12
			学級数	1	1	1	1	1	1	1
	合計	105	園児数	51	42	38	37	37	35	35
			学級数	3	3	3	3	3	3	3
東野幼稚園	3歳児	35	園児数	13	13	15	14	13	13	14
			学級数	1	1	1	1	1	1	1
	4歳児	35	園児数	14	12	13	15	14	13	13
			学級数	1	1	1	1	1	1	1
	5歳児	35	園児数	13	13	12	13	15	14	13
			学級数	1	1	1	1	1	1	1
	合計	105	園児数	40	38	40	42	42	40	40
			学級数	3	3	3	3	3	3	3
3園合計		420	園児数	169	148	137	127	126	120	120
			学級数	10	9	9	9	9	9	9

※令和6年度（2024年度）までは学校基本調査に基づく実績値、令和7年度（2025年度）以降は学齢簿データや宅地開発等を踏まえ、市独自に試算

②こども園について

園児数の推移については、保育利用（2号・3号認定）については、今後も一定のニーズがあると考えられますが、教育利用（1号認定）においては減少傾向にあり、幼稚園と同様に定員に大きく満たない状況が続くと見込まれます。

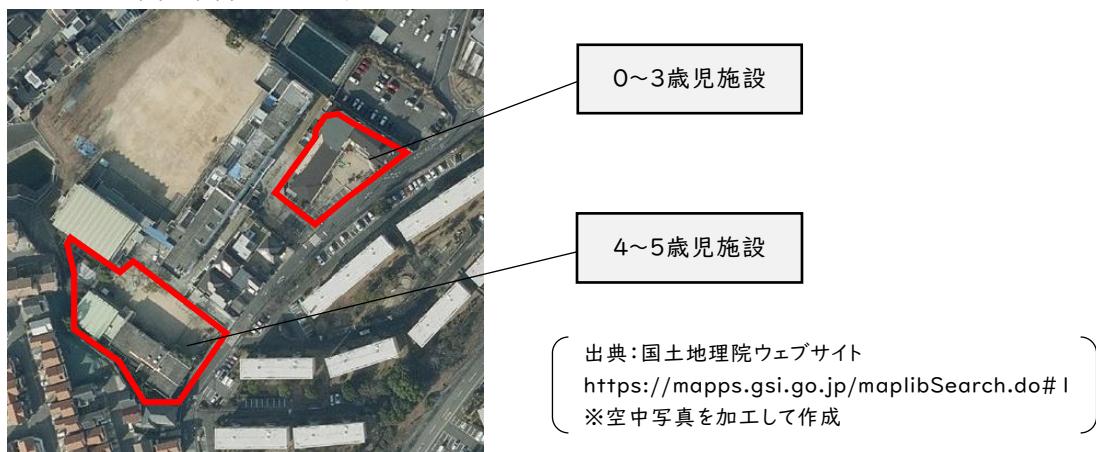
また、教育・保育活動においては、0～3歳児施設と4～5歳児施設の二つの園舎で運営しているため、幅広い年齢の子どもたちが交わって生活する機会が少なく、上の年齢の子どもへのあこがれを抱いたり、下の年齢の子どもへのいたわりの心を育むといった、認定こども園の良さを活かした教育・保育の実践が重要な課題となっています。

今後のこども園の園児数及び学級数の見通し

	年齢	定員	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
(3～5歳児の 下段は学級数)	0歳児	12	6	2	12	12	12	12	12
	1歳児	20	16	17	20	20	20	20	20
	2歳児	24	24	22	24	24	24	24	24
	3歳児	50	34	33	33	32	32	32	32
			2	2	2	2	2	2	2
	4歳児	60	36	34	43	43	42	42	42
			2	2	2	2	2	2	2
	5歳児	60	38	38	42	43	43	42	42
			2	2	2	2	2	2	2
1号認定 (教育)	3歳児	25	6	6	8	7	7	7	7
	4歳児	25	8	6	8	8	7	7	7
	5歳児	25	12	8	7	8	8	7	7
	合計	75	26	20	23	23	22	21	21
2号認定 (保育)	3歳児	25	28	27	25	25	25	25	25
	4歳児	35	28	28	35	35	35	35	35
	5歳児	35	26	30	35	35	35	35	35
	合計	95	82	85	95	95	95	95	95
3号認定 (保育)	0歳児	12	6	2	12	12	12	12	12
	1歳児	20	16	17	20	20	20	20	20
	2歳児	24	24	22	24	24	24	24	24
	合計	56	46	41	56	56	56	56	56

※令和6年度（2024年度）までは学校基本調査に基づく実績値、令和7年度（2025年度）以降は学齢簿データや宅地開発等を踏まえ、市独自に試算

こども園の園舎の配置状況



(2) 適正規模・適正配置の推進について

①基本方針の考え方について

基本方針において、適正規模・適正配置に関する考え方を以下のとおり示しています。

課題と対策	<p>幼稚園</p> <p>【課題】</p> <p>園児数の減少により、幼児期の発達段階に応じた適正な規模での集団活動の実践が難しくなっている。</p> <p>【対策】</p> <p>以下の検討を踏まえた<u>再編・統合</u>による規模の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎バスの導入 ・預かり保育の実施時間の延長 ・給食の実施
	<p>こども園</p> <p>【課題】</p> <p>二つの園舎で運営しているため、幅広い年齢の子どもたちが交わって生活する認定こども園の良さを活かした教育・保育の実践が難しい。</p> <p>【対策】</p> <p>他の施設との複合化の検討を踏まえた<u>園舎の移転・建替え</u></p>
基本的な考え方	公立園での教育・保育を選択する機会を保障し、小中学校との連携やセーフティネット機能など、公立園の果たすべき役割を維持することの重要性を考え、適正規模を見据えつつ、公立園として幼稚園、こども園ともに、引き続き維持していく。

幼稚園の適正規模

	学年あたりの学級数	学級あたりの園児数
3歳児	2~3学級	10~19人
4歳児	2~3学級	15~24人
5歳児	2~3学級	15~29人

②幼稚園の対策について

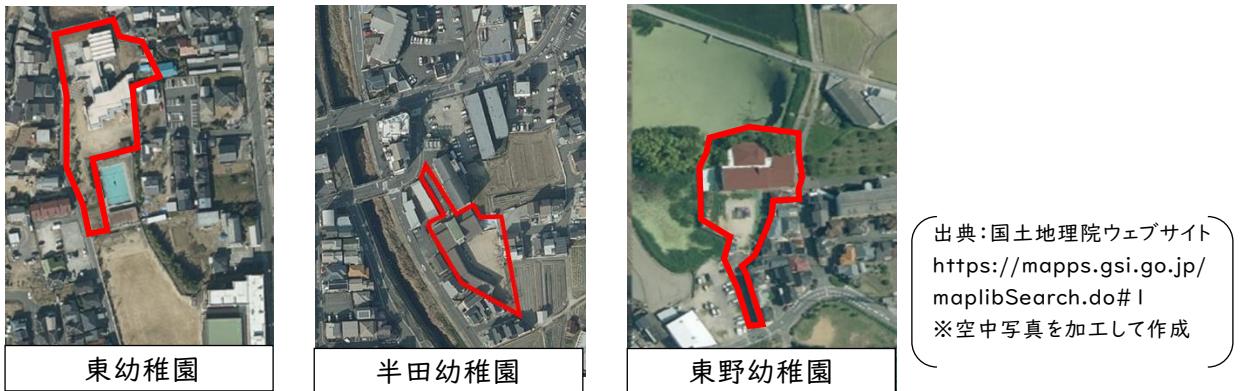
基本方針において、公立園を維持することとしていますが、今後の園児数の見通しを踏まえると、幼児期における発達過程に応じた集団活動を維持することは困難であり、適正な規模での教育・保育の機会を提供するため、再編・統合に取り組むこととします。

現在の園児数をもとに統合した場合、下の表のようなイメージとなります。

(参考1)令和5年度(2023年度)の状況をもとに1園に統合した場合の園児数・学級数のイメージ

		東	半田	東野	合計		想定
3歳児	園児数	25	15	13	53	⇒	1学級18人
	学級数	2	1	1	4		
4歳児	園児数	26	16	14	56	⇒	1学級19人
	学級数	1	1	1	3		
5歳児	園児数	27	20	13	60	⇒	1学級20人
	学級数	1	1	1	3		
合計	園児数	78	51	40	169	⇒	169
	学級数	4	3	3	10		

(参考2)公立幼稚園の配置状況



(ア)再編・統合にあたって

再編・統合にあたっては、上記のイメージや今後の園児数の見通しを踏まえ、統合後の幼稚園の定員は以下のとおり設定したほか、魅力ある園づくりのため、新たな取組みについても検討しました。

統合後の幼稚園のイメージ

定員及び学級数	新たな取組み
3歳児：45人 [学級数3]	・送迎バスの導入
4歳児：45人 [学級数2]	・預かり保育の充実
5歳児：45人 [学級数2]	・給食の実施
合 計：135人 [学級数7]	

(イ) 統合場所について

既存施設を有効に活用するため、幼稚園3園の園舎の活用が可能であるかについて、国の基準に基づき、以下のとおり検討しました。

施設及び設備等の基準

項目		基準(※1)	統合後 幼稚園	東幼稚園		半田幼稚園		東野幼稚園	
園舎	構造	原則として 2階建以下(※2)		2階建	○	平屋建	○	2階建	○
	面積	<2学級以上> 320+ 100×(学級数-2)	820 m ² 以上	1,325 m ²	○	721 m ²	×	849 m ²	○
	保育室		7室	8室	△	4室	×	4室	×
運動場 (園庭)		<3学級以上> 400+ 80×(学級数-3)	720 m ² 以上	969 m ²	○	645 m ²	×	858 m ²	○
判定結果(可否)				○		×		×	

※1: 幼稚園設置基準(文部科学省)より抜粋

※2: 耐火建築物で待避上必要な施設を備える場合は保育室等を2階に置くことができる

上表のとおり、半田幼稚園と東野幼稚園については、必要な保育室数を確保するため、園舎の増築が必要となります。敷地に余裕がなく、活用は難しい状況です。

一方、東幼稚園については、現在の保育室の使用状況を踏まえると一定の増築は必要となりますが、敷地には多少の余裕があり、統合した場合においても園運営は可能であると考えられます。

そこで、東幼稚園での統合について、施設・設備面以外について以下のとおり検討しました。

検討項目	検討結果	判定結果 (可否)
立地バランス	3園の中間に位置しており、地域間のバランスに問題はない。 また、東小学校と隣接しているほか、狹山中学校との距離も近く、小中学校との連携が図りやすい。	○
周辺の交通、道路事情 送迎バスの導入	前面道路の幅員が狭く大型車両の通行には適していないことに加え、送迎バスを導入する場合には、地域住民へ配慮した運行計画が必要となる。	×
預かり保育の充実	職員配置の調整が図りやすくなるため、一定の保育時間の延長は可能となる。	○
給食の実施	自園調理方式の場合は、新たに調理室の整備が必要となるほか、調理員を確保する必要がある。 センター調理方式の場合は、学校給食センター内に新たな調理ラインの増設や、周辺の道路事情などから配送時の運用面に課題がある。	×

以上を踏まえると、既存の幼稚園の園舎を活用した統合には、様々な課題があると判断しました。

③こども園の対策について

一つの園舎での運営に向けては、幼稚園と同様に既存施設の有効活用の観点から、現在、二つに分かれている施設のどちらかへ集約した建替えが可能であるかについて、国の基準に基づき、以下のとおり検討しました。

なお、検討にあたっては、現在のこども園の定員と同規模としました。

現在のこども園の定員

定員及び学級数
乳児：12人〔学級数1〕
1歳児：20人〔学級数2〕
2歳児：24人〔学級数2〕
3歳児：50人〔学級数4〕
4歳児：60人〔学級数3〕
5歳児：60人〔学級数3〕
合計：226人〔学級数10〕

※学級数は、基本方針による幼稚園の適正規模（1学級あたりの園児数）を基に算出

施設及び設備等の基準

項目	基準(※1)	統合園	こども園			
			0~3歳児施設	4・5歳児施設		
園舎	構造 原則として2階建以下。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。(※2)		平屋建	○	2階建	○
	<2学級以上>					
	3~5歳児 320+100×(学級数-2) m ² 乳児・1歳児 園児数×3.3 m ² 2歳児 園児数×1.98 m ²	1,273.12 m ²	622.22 m ²	×	981.00 m ²	×
運動場 (園庭)	最低面積 ①+② ① 3~5歳児 学級数 400+80×(学級数-3) m ² ② 2歳児 2歳児の園児数 園児数×3.3 m ²	1,039.20 m ²	324.00 m ²	×	1,000 m ²	×
	判定結果(可否)			×		×

※1:幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(内閣府・文部科学省・厚生労働省)より抜粋

※2:耐火建築物であって、大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例で規定する常用

及び避難用の設備を備える場合は保育室等を3階に置くことができる

上記のとおり、既存の施設を活用した建替えは、必要となる園舎・園庭を確保することが困難であり、一つの園舎で運営するには他の敷地への移転が必要となります。

④幼稚園・こども園一体での検討について

これまでの検討の結果、幼稚園については既存の園舎を活用した統合には様々な課題があり、他の公共施設の活用や、新たな用地の確保等も非常に困難な状況です。

一方で、適正な規模に基づく幼児期の発達過程に応じた集団活動の実践は、早期に対応すべき課題となっています。

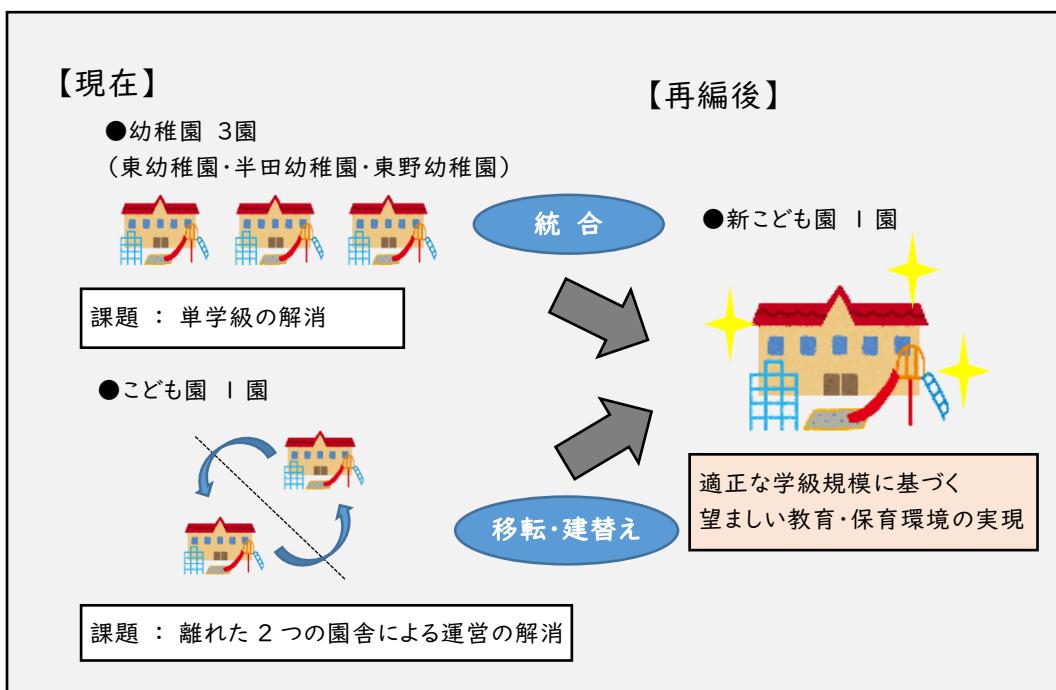
このような状況を踏まえ、幼稚園での教育を「機能」として捉え、その魅力を向上させることに重点を置き、さらなる検討を行いました。

近年、3歳児以上の教育に対する考え方は、幼稚園やこども園に関わらず、質の高い幼児教育を保障していくことが求められており、これまで幼稚園が担ってきた幼児教育を0歳児から5歳児まで幅広い年齢の子どもたちが交わって生活することも園で行うことは、その魅力向上に寄与するものと考えられます。

また、こども園は、幼稚園が担う「教育利用（1号認定）」と保育所等が担う「保育利用（2号・3号認定）」を一体化させた施設であり、保護者の就労状況等が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用することが可能となるメリットがあります。

令和4年（2022年）7月に実施した基本方針の策定に係る保護者アンケートにおいても、今後 の市立幼稚園のあり方についての設問では、「幼稚園をこども園化するのが望ましい」との回答が最も多く、こども園へのニーズが高いことがわかります。

以上のことから、基本方針に基づき公立園として幼稚園、こども園ともに、引き続き維持していくことを前提に検討してきましたが、幼稚園・こども園が抱える課題の解消と本市の就学前教育・保育の魅力向上を図るため、幼稚園・こども園を統合し、新たなこども園を整備することとします。



幼稚園・こども園再編のイメージ

(ア) 公立園としての役割について

小中学校との連携

本市では、教育振興基本計画で定めた基本理念及びめざす子ども像に基づき、校種を越えた連携を深め、学びの連續性と一貫性を踏まえた教育・保育を実践しており、小中学校との連携を今後も継続して進めていきます。

セーフティネット機能

配慮が必要な園児や家庭などの受け皿や相談窓口機能は、公立園が果たすべき重要な役割のひとつであると考えており、困難を抱えている家庭も安心して教育・保育の提供を受けられる体制を引き続き維持していきます。

(イ) 定員設定について

今後の就学前人口の推移や教育・保育のニーズを踏まえ、民間施設も含めて市全体で提供体制を整備するという観点から、令和7年（2025年）3月に策定予定の「第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図るとともに、適正な学級規模での園運営ができるよう設定することとします。

(ウ) 移転場所について

移転場所として望ましい立地条件として、校種間連携が図りやすい小学校が近接していること、保護者やバスの送迎がしやすい周辺の交通・道路事情であること等が挙げられます。

これらの条件を踏まえて検討した結果、現在の市立子育て支援センター“ぽっぽえん”（以下「ぽっぽえん」という。）の敷地及び南第一小学校の敷地の一部を移転場所として選定しました。

移転場所として選定した主な理由
・ 南第一小学校と隣接しており、小学校との連携が図りやすいこと
・ 周辺道路は十分な広さがあり、保護者やバスの送迎がしやすいこと
・ ぽっぽえんは、建築後50年以上経過しており、老朽化が著しいため、建替え等が必要な状況であること

また、南第一小学校は、現在空き教室が生じており、今後もその状況が続いていくものと見込まれることから、ぽっぽえんの東側に位置する校舎（低学年棟）を解体のうえ、ゆとりのある敷地で新たなこども園の整備を行います。

(参考)南第一小学校の低学年棟解体後の必要教室数推移

	使用可能 教室数	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
南第一小学校	17	学級数	8	9	11	12	12	12	11	11	11	11

※別途、特別支援学級教室や通級指導教室が必要

(エ) 複合化について

新たに整備するこども園は、ぽっぽえんと複合化することとします。

こども園とぽっぽえんが、相互の連携を深めることで、園児や施設を利用する児童の交流の機会を設けるとともに、小学校に隣接する環境を活かして、未就学児や児童の多様な学びを展開できるようにするなど、子育て支援環境の充実を図っていきます。

(オ) 新こども園での取組みについて

新しい園舎

新しい園舎による安全で快適な空間で、多様な教育・保育を実現できるよう充実した環境を整備します。



送迎バスの導入

市内全域から通えるよう送迎バスを導入します。

なお、運行ルートは、園児の負担軽減や安全面を最優先に検討します。



預かり保育の充実

共働き世帯の増加等により、預かり保育のニーズは高まっており、働き方の多様化等に対応するため、現在17時までとしている保育時間の延長について検討します。

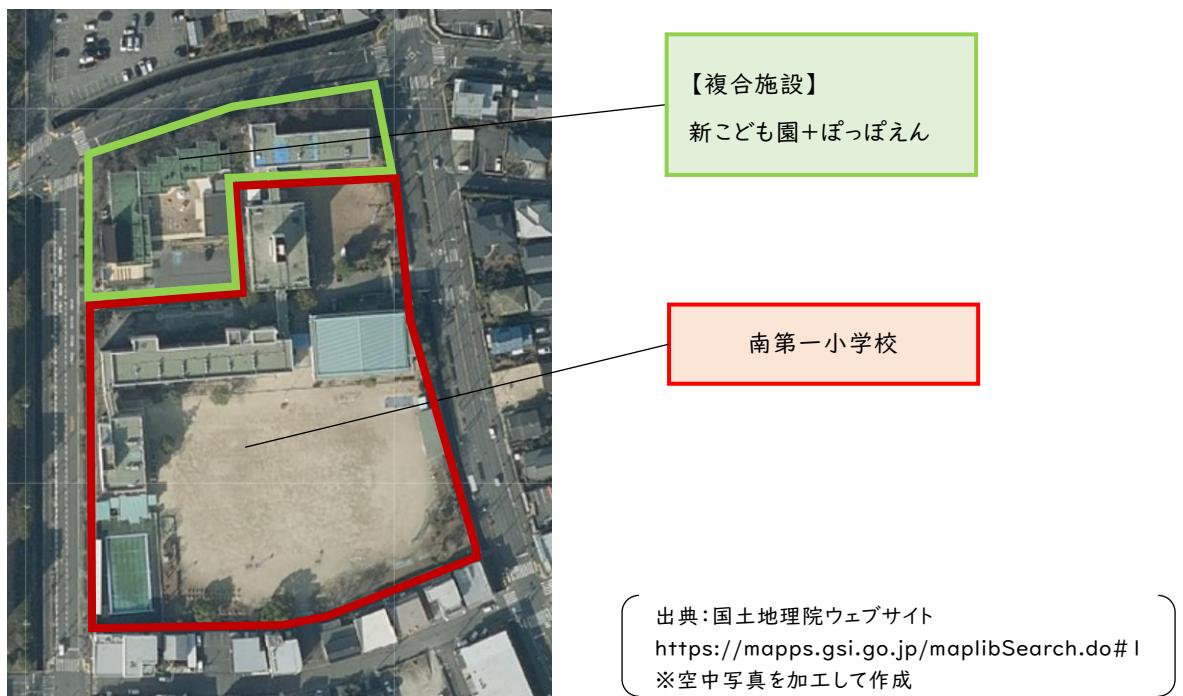


給食の実施

引き続き、自園調理によるできたて・温かい給食提供を行います。



新こども園の配置イメージ

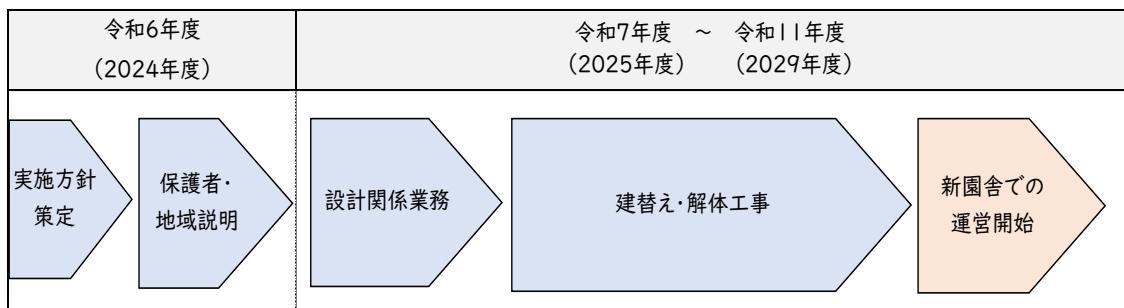


(カ) 想定スケジュールについて

新園舎での運営開始年度は、工事に要する期間などを踏まえ、方針策定後概ね5年後を目指とします。

また、再編・統合にあたっては、現在の利用者や、今後の公立園への入園を希望されている方々へ配慮するため、一定の移行期間を設けることとします。

なお、関係者への周知については、可能な限り早い時期に説明会等を開催することとします。



(キ) 跡地活用について

新たなこども園の整備に伴い廃止する施設の跡地活用については、第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の結果に基づき、まずは教育・保育や子育て支援の分野での活用を検討することとし、そのうえで市全体の公共施設の再配置の取組みも踏まえ、市長部局と連携しながら検討していくこととします。

	跡地活用の方向性
東幼稚園	<p>東放課後児童会では長年、待機児童が生じていることから、今後の放課後児童会のニーズや提供体制を踏まえ、小学校と放課後児童会と合わせた活用を検討します。</p> <p>また、隣接する東小学校は、長年狭隘な運動場が課題となっているため、将来的には運動場の拡張用地とする考えられます。</p>
半田幼稚園	<p>半田幼稚園が位置する第七小学校区では、大規模な宅地開発が続いていることから、今後も保育ニーズが高まることが想定される地域です。</p> <p>ニーズ調査の結果に基づく提供体制を踏まえ、社会福祉法人等の民間事業者による保育施設としての活用を検討します。</p>
東野幼稚園	<p>まずは教育・保育や子育て支援の分野での活用を検討することとし、ニーズ調査の結果に基づく提供体制も踏まえ、こども園等の保育施設だけではなく、地域の子育て支援拠点や教育・保育の質の向上を図るために、教職員の研修施設など、幅広く活用方法について検討します。</p> <p>また、現在、指定避難所となっており、地域の防災拠点としての役割も考慮し、市全体で検討を進めていきます。</p>
こども園	南第三小学校に隣接しており、多様化が進む小学校の学習活動での活用をはじめ、幅広い視点で検討します。

第4章 小学校・中学校の適正規模・適正配置について

(I) 現状と今後の見通しについて

本市の小学校・中学校では、小規模化と大規模化が同時進行しています。

小規模校、大規模校それぞれにメリット、デメリットがありますが、基本方針で示す児童生徒にとって望ましい教育環境の早期の実現に向け、各課題に応じた規模の適正化の対策を講じることとします。

今後の小学校の児童数・学級数及び規模区分の見通し

(凡例) ■ 適正規模 □ 小規模 ▨ 大規模

		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
東小学校	児童数	917	934	922	932	899	882	809	762	748	716	700
	学級数	28	29	29	29	28	28	26	25	25	24	24
西小学校	児童数	394	408	411	415	416	423	415	398	383	363	339
	学級数	13	13	13	14	15	16	15	15	15	14	13
南第一小学校	児童数	226	224	235	252	251	257	256	255	256	245	243
	学級数	8	9	11	12	12	12	11	11	11	11	11
南第二小学校	児童数	512	505	499	486	453	441	404	377	348	335	329
	学級数	18	18	18	17	16	15	14	13	12	12	12
南第三小学校	児童数	195	182	154	139	120	104	92	82	82	81	81
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
北小学校	児童数	508	519	521	534	528	500	480	468	445	426	433
	学級数	18	18	18	18	17	16	15	15	15	15	16
第七小学校	児童数	475	502	573	623	629	638	680	664	646	614	605
	学級数	16	16	19	21	21	21	22	21	20	19	19

※令和6年度(2024年度)までは学校基本調査に基づく実績値、令和7年度(2025年度)以降は学齢簿データや宅地開発等を踏まえ、市独自に試算

※国の学級編制基準の引き下げに伴い、令和7年度(2025年度)までは段階的に、以降は全学年において35人学級で試算

今の中学校の生徒数・学級数及び規模区分の見通し

(凡例) ■ 適正規模 □ 小規模 ▨ 大規模

		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
狭山中学校	生徒数	629	625	621	632	656	675	694	699	667	658	616
	学級数 (40人学級)	16	17	17	17	18	18	18	18	18	18	17
	学級数 (35人学級)					18	20	21	21	20	20	19
南中学校	生徒数	489	462	466	430	434	424	423	403	384	375	347
	学級数 (40人学級)	13	12	13	12	12	12	12	12	12	12	11
	学級数 (35人学級)					12	13	13	12	12	12	11
第三中学校	生徒数	407	409	371	387	416	434	451	457	474	514	515
	学級数 (40人学級)	11	11	11	12	12	12	12	13	14	15	15
	学級数 (35人学級)					12	13	14	15	15	16	16

※令和6年度(2024年度)までは学校基本調査に基づく実績値、令和7年度(2025年度)以降は学齢簿データや宅地開発等を踏まえ、市独自に試算

※国の学級編制基準の引き下げに伴い、小学校において令和7年度(2025年度)以降全学年で35人学級編制となることを踏まえ、令和8年度(2026年度)以降、中学校において段階的に35人学級編制が導入された場合についても参考値として試算

(2) 適正規模・適正配置の推進について

①基本方針の考え方について

基本方針において、適正規模・適正配置に関する考え方を以下のとおり示しています。

課題	少子化の影響による小規模化と宅地開発による児童生徒数の増加に伴う大規模化が同時進行しており、それぞれの規模の適正化に向けた対策を講じる必要がある。
基本的な考え方	小規模校あるいは大規模校となる場合においては、適正規模の範囲に収まるよう、対策を検討する。 特に、過小規模または過大規模となることが見込まれる状況に至った場合には、早急に(過小又は過大となる前に)、具体的な対策を実施する。

小学校の適正規模

小規模校	適正規模校	大規模校
6学級以上 11学級以下	12学級以上18学級以下 (1学年あたり2~3学級)を標準とし、24学級(1学年あたり4学級)までは許容範囲とする。	25学級以上 30学級以下

※5学級以下の学校は「過小規模校」、31学級以上の学校は「過大規模校」とする。

中学校の適正規模

小規模校	適正規模校	大規模校
6学級以上 11学級以下	12学級以上18学級以下 (1学年あたり4~6学級)	19学級以上 24学級以下

※5学級以下の学校は「過小規模校」、25学級以上の学校は「過大規模校」とする。

規模適正化に向けた対策について

小規模校に対する対策		大規模校に対する対策	
ア	通学区域の見直し	ア	通学区域の見直し
イ	通学区域の弾力化	イ	通学区域の弾力化
ウ	隣接する学校同士の統合	ウ	既設の学校の増改築等
エ	小中学校が連携した9年制の義務教育の推進	エ	近隣校の学校施設の共同利用
		オ	小中学校が連携した9年制の義務教育の推進

②適正規模・適正配置に関する方向性について

基本方針で示した課題や、学校規模の推移の見通しをもとに、適正規模・適正配置に関する学校ごとの方向性について、下の表のとおり示します。

	適正規模・適正配置に関する方向性	
	短期	中長期
東小学校	<p>現在は29学級の大規模校であり、35人学級編制の導入による普通教室不足への対応として、教室の転用や校舎の増築等の対策を行ったところですが、学校間の児童数の調整による規模の適正化を図るため、通学区域の弾力化等についても検討する必要があります。</p> <p>その検討にあたっては、隣接する小学校や進学する中学校の児童生徒数の推移のほか、今後の宅地開発の状況など将来の見通しについて注視していくこととします。</p>	<p>長年狭隘な運動場が課題とされていることや、最も古い校舎棟の築年数が令和11年度（2029年度）には60年を経過することを踏まえ、校舎の建替えなども視野に入れ、運動場の拡張についても検討することとします。</p>
西小学校	<p>現在は13学級で適正規模の範囲であり、今後も適正な規模を維持していく見込みです。</p> <p>ただし、令和10年度（2028年度）において一時的に普通教室が不足する可能性があることから、その場合は、教室の転用により対応することとし、その後は児童数の推移を注視していくこととします。</p>	<p>校舎の老朽化対策として長寿命化を前提に検討することとします。</p>
南第一小学校	<p>現在は9学級で小規模校ですが、今後10年以上にわたり、概ねすべての学年で複数学級は維持できる見込みとなっています。</p> <p>（※新たなこども園の整備に伴い、一部校舎を解体する想定です。）</p>	<p>引き続き児童数の推移に注視し、状況に応じて隣接する南第三小学校との統合についても検討し、校舎の老朽化対策については、建替えも視野に入れて検討することとします。</p>

適正規模・適正配置に関する方向性		
	短期	中長期
南第二小学校	<p>現在は18学級で適正規模の範囲であり、今後も適正な規模を維持していく見込みであることから、適切な施設の維持管理に努めます。</p>	<p>今後、近畿大学病院の跡地で大規模な宅地開発が進められる可能性があることから、その動向を注視することとし、校舎の老朽化対策については、長寿命化を前提に検討することとします。</p>
南第三小学校	<p>現在は6学級ですべての学年で単学級となっている小規模校であり、今後もその状況が続く見込みであることから、ただちに規模の適正化に向けて取組みを進めていく必要があります。</p> <p>まずは、学校選択制の一つである小規模特認校制度の導入により、児童数の増加ならびに規模の適正化を図ることとします。</p>	<p>児童数の推移を注視しながら隣接する南第一小学校との統合についても検討することとします。</p>
北小学校	<p>現在は18学級で適正規模の範囲であり、今後も適正な規模を維持していく見込みであることから、適切な施設の維持管理に努めます。</p>	<p>校舎の老朽化対策として長寿命化を前提に検討することとします。</p>
第七小学校	<p>現在は16学級で適正規模の範囲ですが、宅地開発が盛んな地域であり、児童数の増加が見込まれることから、教室不足への対応を進めているところです。</p> <p>今後も児童数の推移には注視する必要があります。</p>	<p>校舎の老朽化対策として長寿命化を前提に検討することとします。</p>
狭山中学校	<p>長年運動場が狭隘であることや、築年数が60年以上経過している校舎棟が含まれるなど校舎の老朽化が進んでいることが主な課題となっている他、現在は17学級で適正規模の範囲ですが、小学校と同様に35人学級編制が導入された場合には、教室不足が生じ、大規模校となる懸念があります。</p> <p>その対策として、現地での計画的な建替えにより、教育環境の改善を図ります。</p>	<p>建替え後の校舎の老朽化対策として長寿命化を前提に検討することとします。</p>

	適正規模・適正配置に関する方向性	
	短期	中長期
南中学校	現在は12学級で適正規模の範囲であり、今後も適正規模を維持していく見込みであり、適切な施設の維持管理に努めます。	校舎の老朽化対策については生徒数の推移を注視したうえ、建替えも視野に入れて検討することとします。
第三中学校	現在は11学級で小規模校となっていますが、令和8年度（2026年度）以降は適正規模を維持していく見通しであり、適切な施設の維持管理に努めます。	第七小学校では宅地開発による児童数の増加が見込まれるため、その動向を注視し、校舎の老朽化対策については、長寿命化を前提に検討することとします。

③短期に取組む小学校・中学校の選定について

現時点ですべての小中学校の課題を同時に解消していくことは困難であることから、短期に取り組む学校と、中長期に取り組む学校に整理し、順次対応していくこととします。

学校ごとの適正規模・適正配置に関する方向性を踏まえ、特に早急な対策が必要な施設は、以下のとおりとしました。

学校名	早急な対策が必要な理由
南第三小学校	・すべての学年で単学級が生じており、今後もその状況が続く見込みであることから規模の適正化が見込めないため。
狭山中学校	・狭隘な運動場を解消し、生徒の安全を確保する必要があるため。 ・築年数が60年以上経過している校舎棟が含まれるなど校舎の老朽化が進んでいるため。 ・小学校と同様に35人学級編制が導入された場合には、令和9年度（2027年度）から教室不足が生じる可能性があるため。

(3) 短期に取り組む学校の対策について

①南第三小学校について

対 策	小規模特認校制度（学校選択制）の導入
-----	--------------------

対策として、隣接する南第一小学校との統合も考えられますが、本市がめざす学校園教育の方針性が、「地域とともに進める学校園づくり」を掲げ、コミュニティ・スクールや地域学習を進めていることから、今ある学校を存続させることを前提に、対策の検討を行いました。

その結果、小規模校のメリットを活かし、学校選択制の一つである小規模特認校制度を導入することとしました。

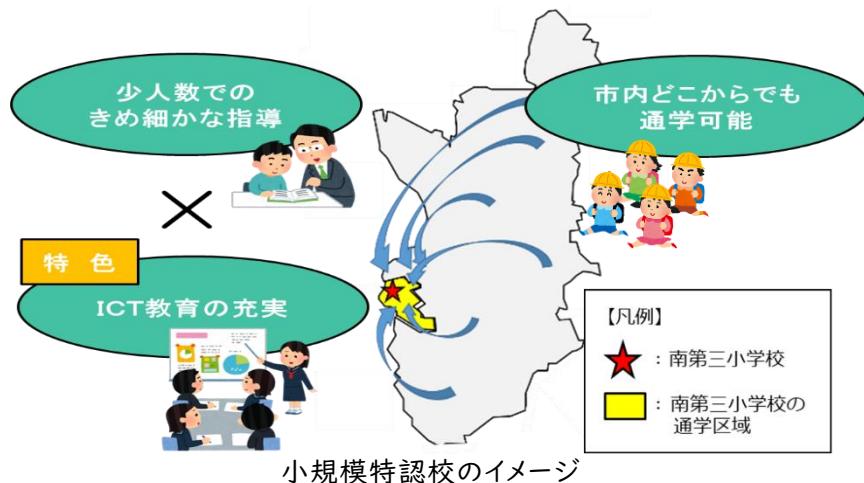
小規模特認校制度とは…

市町村が特定の小規模な学校を「特認校」として認定し、従来の通学区域を残したままで、市内全域から保護者や児童が希望する場合は特認校に就学を認める制度。

少人数での教育の良さを生かした、きめ細かな指導や特色ある教育を行うことができる。

また、制度の導入にあたっては、GIGAスクール構想により、1人1台タブレット端末が当たり前となった今、学習活動に欠かせないものとなっているICT教育の充実をメインテーマとし、パイロット校として、より効果的な活用や最新の教材を研究し、その成果を市内の小中学校に普及することで、市全体の底上げにつなげることも期待される役割のひとつです。

これら少人数でのきめ細かな指導やICT教育の充実といった特色ある教育を望む児童を入れ、将来的にはすべての学年で複数学級をめざします。



想定スケジュールについて

詳細な制度設計については検討を進めており、令和7年度（2025年度）からの実施をめざし、入学を控える保護者、児童に対する説明会を可能な限り早い段階で開催することとします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実施方針 策定	保護者・ 地域説明
制度設計	小規模特認校 運営開始

②狭山中学校について

対 策	建替え(現地)
-----	---------

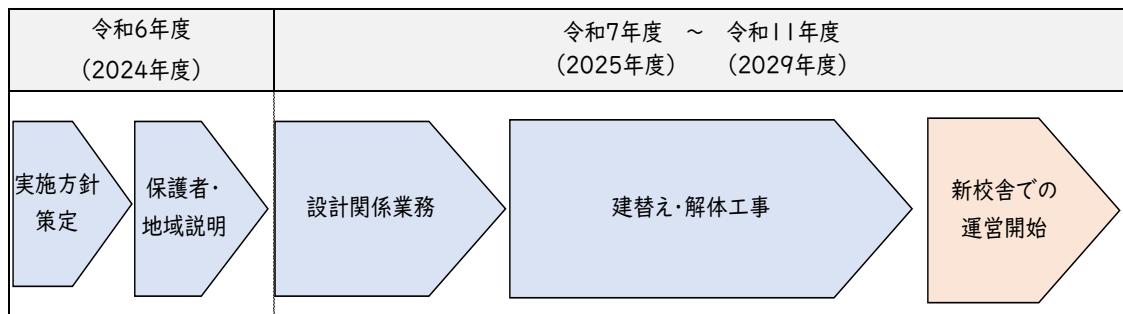
対策としては、校区内の小学校の通学区域の見直しや弾力化により、生徒数の調整を図ることも考えられますが、長年、運動場が狭隘であることにより教育活動に安全面での配慮が必要となっていることや、最も古い校舎の建築年数が60年を経過していることが課題とされていることを踏まえ、校舎の建替えを基本として安全な教育環境の確保を図ることとします。

なお、建替えに際しては、移転の場合は、候補地の選定や用地買収に要する期間が長期に及ぶことが考えられるため、現地での建替えにより、可能な限り早期に課題の解消を図ることとします。

(ア)想定スケジュールについて

新校舎での運営開始年度は、工事に要する期間や、教室不足が生じる時期を踏まえ、方針策定後概ね5年後を目標とします。

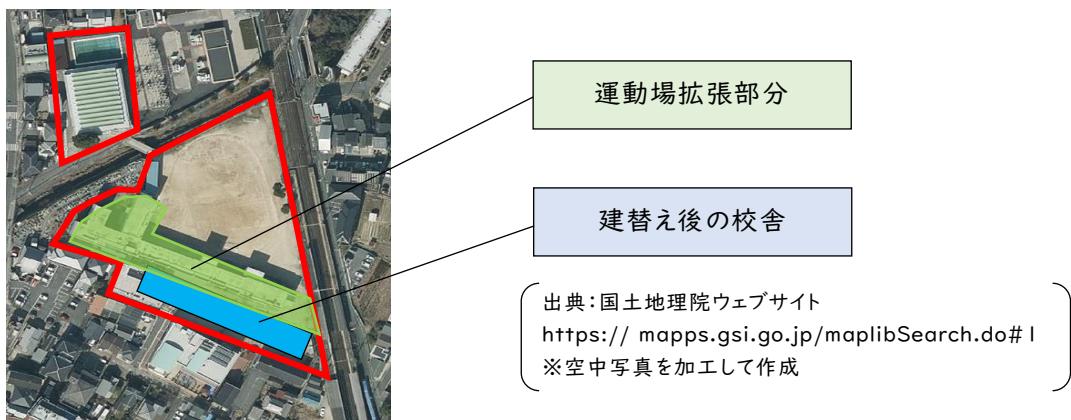
ただし、詳細なスケジュールについては、中学校への35人学級の導入時期や、他の公共施設の再配置計画などを踏まえ、検討することとします。



(イ)建替え後のイメージについて

現時点で想定する完成イメージは下の図のとおりです。

なお、建替えの手法や校舎の配置などの詳細については、校舎等の劣化度の調査の結果を踏まえ、学校現場や関係部署と十分に協議し、検討を進めていくこととします。



第5章 取組みの推進について

第4章までの内容をまとめると以下のとおりとなります。

	施設名	対策・時期	
		短期	中長期
幼稚園	東幼稚園	こども園に統合	—
	半田幼稚園		—
	東野幼稚園		—
認定こども園	こども園	移転・建替え	—
小学校	東小学校	検討 (通学区域の弾力化等)	建替え等
	西小学校(※)	—	長寿命化等
	南第一小学校(※)	— (一部校舎解体)	統合/建替え等
	南第二小学校(※)	—	長寿命化等
	南第三小学校(※)	小規模特認校制度の導入 (学校選択制の導入)	統合/長寿命化等
	北小学校	—	長寿命化等
	第七小学校	— (教室不足対応)	長寿命化等
中学校	狭山中学校	建替え	長寿命化等
	南中学校	—	建替え等
	第三中学校	—	長寿命化等

※令和6年度(2024年度)時点で、小学校の空き教室を活用して活動している放課後児童会については、
小学校の適正規模・適正配置に関する対策・時期に準ずるものとする

(1) 子どもたちにとってより良い教育・保育環境の実現について

学校園の適正規模・適正配置の取組みを進めるにあたっては、関係者は多岐にわたりますが、あくまでも主役は子どもたちであり、「子どもたちにとって、より良い教育・保育環境を作る視点」を第一に取組みを進めていくこととします。

また、工事を伴う場合は、安全面に留意することはもちろんのこと、工事期間中の授業環境についても十分配慮したうえで、事業計画を作成し、そのうえで推進を図っていきます。

(2) 関係部署との連携について

学校園の適正規模・適正配置の取組みにあたっては、本方針に基づき「大阪狭山市公共施設再配置計画」において、学校園施設を含めた公共施設全体で、複合化や空き教室及び跡地の活用、財政面などの検討にあたり関係部署との連携を図っていきます。

また、学校園施設は、各地域のコミュニティの核としての性格も有していることから、災害時の避難所運営などの防災面のほか、地域活性化などのまちづくりの視点からも、関係部署と協議しながら幅広い視点で検討を進めることとします。

(3) 実施方針の見直しについて

本方針は、令和14年度（2032年度）までの短期と令和15年度（2033年度）から令和37年度（2055年度）までの中長期に区分し、段階的に取組みを進めていきますが、教育内容や園児・児童・生徒数の推移等、社会情勢の変化を鑑み、内容や進捗について検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

